

## オンライン型面会交流についての同意書

特定非営利活動法人岡山家族支援センターみらい（以下「甲」と言う。） 御中

私（以下「乙」と言う。）は、オンライン型面会交流の利用に際して、以下の事項に同意します。

### 第1（オンライン型面会交流の内容等）

- 1 本件のオンライン型面会交流は、ZOOM その他甲が指定するものを利用するものとし、本件では\_\_\_\_\_を使って行うものとする。乙が、甲からのオンライン型面会交流のためのミーティングの ID 及びパスワードの送付を希望するメールアドレスは、以下のとおりとする。但し、甲、乙及び相手方の同意により、実施手段を変更することができる。

乙のメールアドレス \_\_\_\_\_

- 2 本件のオンライン型面会交流の実施時間は、\_\_\_\_\_時間とする。  
但し、実施時間は2時間以内とする。
- 3 甲の支援者は、本件のオンライン型面会交流に立ち会い付き添って支援するものとする。
- 4 乙は、甲・乙・相手方の電子機器やインターネット回線の不調等により、面会交流の開始時間が遅れたり、面会交流が中断・中止される場合があることを了承する。

### 第2（費用）

- 1 オンライン型面会交流の支援費及び旅費は、付添い型の支援費に準じるものとし、本件においては\_\_\_\_\_円とし、乙はこれを相手方と連帯して支払うものとする。
- 2 前項の費用に関する乙と相手方との負担割合は、\_\_\_\_\_対\_\_\_\_\_とする。
- 3 乙の負担額である\_\_\_\_\_円については、面会交流実施日に持参払いの方法、あるいは、面会交流実施後7日以内に下記口座に振り込む方法により支払うものとする。但し、振込手数料は乙の負担とする。

#### 記

銀行・支店名	中国銀行 富田町支店
預金の種類	普通預金口座 口座番号：1800955
名義人	特定非営利活動法人岡山家族支援センターみらい 理事長 野山眞太郎

- 4 乙または相手方の支援費の支払いが確認できない場合には、次回の面会交流の実施はしないものとする。
- 5 乙が自己の電子機器を利用した場合のインターネット回線の利用料等は、乙の負担とする。
- 6 乙は、本件のオンライン型面会交流の実施時間が、利用者や子その他の事情により、

当初の予定時間により早く終了する可能性があることを理解し、その場合も、オンライン型面会交流の支援費及び旅費は減額されないことに承諾する。

### 第3（遵守事項）

1 乙は、以下のことを遵守するものとする。

- ① 乙は甲の支援に誠実に対応するものとし、甲および甲の支援者の助言、指示、判断に従うこと。
  - ② ネット環境やアプリのダウンロードその他、事前にオンライン型面会交流が実施できる環境を整えること。また、甲から事前に接続テストの要請があればこれに応じること。
  - ③ インターネット回線の不具合等によりオンライン型面会交流が中断した場合に備えて、甲から連絡がとれるように、面会交流中は、連絡のとれる携帯電話等を常時携帯していること。
  - ④ 乙が、子と同居する親である場合には、子の年齢その他からオンライン型面会交流に立ち会う必要があると甲が判断した場合を除き、面会交流中は、別居親と子の会話内容等が聞こえない場所にいること。
  - ⑤ 面会交流に際して、乙と相手方との紛争を持ち込まないこと。
  - ⑥ 調停、審判、訴訟等のために、本件のオンライン型面会交流を利用しないこと、甲および甲の支援者に対し面会交流の実施状況に関する報告を求めないこと。
  - ⑦ 面会交流時に録画、録音、写真撮影等を行わないこと。
  - ⑧ 面会交流時に第三者（祖父母等含む。）を同席させないこと。但し、やむを得ない事情がある場合には、甲に事前の了解を得るものとする。
  - ⑨ 相手方が乙に秘匿にしている事項を子どもに聞くことをしないこと（秘匿にしている自宅や保育室等の所在地など）
  - ⑩ 面会交流実施時間中は、甲の指示がない限り、勝手に、面会交流が中断・中止しないこと
- 2 乙が不適切な言動をした場合、甲は乙の発言をミュートにしたり、強制的に乙の接続を遮断することができる。

### 第4（実施期間）

本件オンライン型面会交流は、新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な支援とする。

### 第5（その他）

本同意書に定めのない事項については、甲と乙の間の面会交流支援契約書の定めによるものとする。

以上

令和 年 月 日

乙 住 所

氏 名

㊟